

2024年6月

サステナブル・インベスティング に関する議決権行使原則と ガイドライン



はじめに：議決権行使の意味

議決権行使は株主の基本的な責任である、とフィデリティ・インターナショナルは考えます。顧客のリターンを向上させると共にサステナブルな企業行動を後押しし、より良い経済的未来を構築するという目的を推進する上で、議決権行使は重要なツールになります。

目的

当社が具体的に目指すものは：

1

投資先企業がよりサステナブルな未来に向けて
責任を果たしていくことを奨励する

2

社会にとってよりサステナブルな経済的未来の
実現に貢献し、顧客のリターン向上を図る

エンゲージメントと 議決権行使を通じて サステナブルな企業行動を強化

当社はエンゲージメントと議決権行使を通じて、投資先企業のガバナンスやサステナビリティの向上を目指します。財務的な観点からも重要課題である、環境、社会及びガバナンス(ESG)に係るエンゲージメントを実践することは、当社がアクティブ・オーナーシップとして企業の長期的なサステナビリティを高めると同時に顧客のリターン向上に貢献できる、という信念を示すものです。

資金のスチュワードとして、当社の顧客は、投資リターンの創出ならびにその保全に資するコーポレートガバナンス体制を支援・推進することを当社に期待していると考えています。当社が株主として、また運用会社として、企業に対してサステナブルなビジ

ネス上の課題の重要性を伝えることができるかどうかは、顧客の長期的なリターン向上を図る上でも、当社自身のレピュテーションを維持し続ける上でも非常に重要です。議決権行使において、当社は常に顧客の最善の利益を目的とすることを原則としています。

投資判断の一つ一つが顧客のポートフォリオのみならず、社会全体に影響を及ぼします。従って、長期的な経済的・社会的影響を考慮しなければなりません。最終的には、当社と顧客の目的が、社会の目指すところと基本的に一致していることが重要であり、可能な限り最善の方法で、その目的を示す必要があります。

顧客の資金のスチュワードとして、またサステナブル投資のソリューション・プロバイダーとして、当社自身も投資先企業と同様に、社会や環境に及ぼす影響に対して責任を果たす必要があると考えます。

目次

議決権行使原則と アプローチの概要	04
----------------------	----

パート1：議決権行使と エンゲージメント	05
-------------------------	----

パート2：議決権行使原則と 投資先企業への期待	07
----------------------------	----

パート3：議決権行使の 課題と重点分野	09
------------------------	----

パート4：議決権行使の方法	16
---------------	----

パート5：議決権行使方針の ガバナンス、プロセス及び監督	20
---------------------------------	----

パート6：議決権行使 ガイドライン	25
----------------------	----

議決権行使の範囲：

当社は、議決権行使において規制上の義務がある場合を除いて、議決権行使による便益が費用を上回る場合、全ての議決権を行使します。また、議決権行使にあたっては、当該株式の売買が不能となる（「シェアブロッキング」）場合や議決権行使に煩雑な要件が課される場合、ファンドで保有する議決権の一部または全部を行使しないことを検討する場合があります。

さらに、顧客から特別な指示がない限り、当社自身のファンドの総会で決議に参加することはありません。

当社が運用するフィデリティ・カナダのファンドや、顧客が議決権行使を当社に委任している個別運用口座を含め、サステナブル・インベスティングチームが当社の大半の議決権行使を担います。

当社運用ファンドの一部で、規制要件のある市場については、各市場で行使を行います。

また、当社が外部に運用を委託している場合、委託先の運用会社が当該運用会社の議決権行使ガイドラインに基づいて議決権行使を行います。

FILリミテッド及びその他フィデリティ：

当社、FILリミテッド及びその子会社ならびに関連会社は、フィデリティ・インベストメンツ／フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR）及びフィデリティ・インスティテュショナル・アセット・マネジメント（FIAM）（総称して、フィデリティ・アセット・マネジメント（FAM）と呼びます）、あるいは同様の名前の付いた他の組織とは独立した別会社です。従いまして、機密性の高い投資情報や議決権行使情報は、FILリミテッドとFAMの運用担当者（インベストメント・プロフェッショナル）間で共有しないよう、厳格な情報障壁を設けています。

議決権行使原則とアプローチの概要

- **当社は議決権行使は株主の基本的な責任であると考えます。**また、顧客のリターンを向上させると共にサステナブルな企業行動を後押しし、より良い経済的未来を構築するという目的を推進する上で、議決権行使は重要なツールとなります。
- **エンゲージメントと議決権行使を通じて、投資先企業にポジティブな変化を促すことを、当社は目的にしています。**
- **当社はとりわけ森林破壊などの自然に対する取り組みを強化しています。**この方針は、ジェンダーの多様性に関する方針と併せて導入した気候変動に係る方針に続く新たな方針で、企業の積極的な行動を促しています。社会的に重大な懸念があり、緊急かつ大幅な改善が必要と判断した企業とエンゲージメントを行っており、引き続きこれらの分野で改善を求めています。こうした問題において、当社の期待値に満たない場合、取締役の選任議案を支持しません。

気候変動

当社の議決権行使方針はパリ協定の実行ならびに地球温暖化を2°C未満に抑えることを支持するものです。当社は投資先企業に次のことを期待します：

- 気候変動の影響を管理し、温室効果ガス排出量を削減するための行動
- 排出量や目標、リスクマネジメント、監督に関する具体的かつ適切な開示

当社が期待する最低限の水準に満たない企業に対しては、経営陣の選任議案に反対票を投じます。

ジェンダーの多様性

当社の議決権行使方針は取締役会の構成においてジェンダー・バランスを推奨すると共に、女性の

参画に関する取り組みを考慮します。当社は投資先企業に次のことを期待します：

- 包括的かつ実効的な多様性を奨励する非差別的な方針の策定と進展
- 雇用及び昇進の慣行を定期的に見直し、偏見に囚われず、事業に適した野心的な多様性目標の設定
- 多様性は長期的な株主価値に資するという信念に沿った行動

大半の先進国市場において女性取締役比率が30%を下回る場合、また、その他全ての市場については、同比率が15%を下回る場合、取締役選任議案に反対票を投じます。

- **サステナブル・インベスティング及び運用チームが連携して行使判断を行います：**議決権行使判断においてはサステナブル・インベスティングチームが責任を負っており、ポートフォリオ・マネージャーやアナリストと連携しています。また、あらゆる情報を考慮し、議決権行使原則及びガイドラインに沿って判断します。

- **議決権行使原則及びガイドラインによって議決権行使のアプローチを定めています：**当社はサステナブル・インベスティングに関する議決権行使原則とガイドラインにおいて、なぜ、どのように、また、どのような基準で行役を行うかを詳述しています。当社は原則主義(プリンシプル・ベース)を採用し、議決権行使の主要テーマを網羅しています。議決権行使原則及びガイドラインの実効性を確保すると共に、顧客の最善の利益を考慮して、裁量権を適用します。

- **当社の議決権行使原則とガイドラインは、ESGの12の重要テーマに着目し、議決権行使原則と投資先企業への期待を詳述しています。**

パート1：議決権行使とエンゲージメント

エンゲージメントを行う理由

当社は主に次のような理由でエンゲージメントを実行します：

1

情報収集や企業活動を
監督すると共に、顧客の
長期的な利益追求のために、
企業に積極的な変革を促すため

2

企業のESGの取り組みを
より深く理解し、
より適切な投資判断及び
議決権行使判断を行うため

3

投資先企業の
サステナビリティの
取り組みの向上を促すため

変化や懸念への対応を求める積極的な エンゲージメント

資本の積極的なスチュワードとして、投資家の利益向上を図る最も効果的な方法は、継続的かつ徹底したエンゲージメントを通じて企業行動や取り組みの改善を促すことであると当社は考えます。従って、当社はアクティブ・オーナーシップ・アプローチを通じて定期的に投資先企業とエンゲージメントを行います。本質的かつ双方向のエンゲージメントでなければ、意味のあるエンゲージメントにはならないと当社は考えます。

**積極的な
エンゲージメント活動を通じて、
企業とコミュニケーションを取り、
企業の重要課題に対する方針等の
改善を促します。**

経営陣などのシニア層との直接的な対話や、最大限のインパクトを与えるために他のステークホルダー

と緊密に協働することによって、当社のエンゲージメントのアプローチの付加価値は高まります。また必要に応じて、議決権行使や株主提案などを活用することも同様です。投資判断においては、幅広いステークホルダーにより良い成果をもたらすと同時に、長期的な社会的価値や企業価値を構築するために、当社は投資先企業とのエンゲージメント方法を慎重に検討します。

当社は積極的なエンゲージメント活動を通じて、企業とコミュニケーションを取り、企業の重要課題に対する方針等の改善を促します。

サステナブル・インベスティングチームが関わるエンゲージメントの多くは議決権行使が関連しており、とりわけ次の事柄を重視しています。

- コーポレートガバナンス（システム、プロセス、会社と取締役の関係、株主と取締役の関係等）
- 投資関連
- 幅広いESG関連トピック
- ベストプラクティスやマイルストーンの達成に向けた進捗

- 議決権行使のプロセスに関する問題
- 企業へのフィードバック

アクティブ・オーナーシップ・アプローチ



企業との面談、書面による対応



議決権行使



協働エンゲージメント



株主提案



行政機関等へのエンゲージメント

エンゲージメントと議決権行使

投資先企業は株主総会の議題について、しばしばステークホルダーとのエンゲージメントを求めます。当社はそうした投資先企業と議決権行使に関する議論を行い、また投資先企業の求めに応じて、当社の考え方を伝えます。加えて、何らかの課題があれば、理解を深めるために追加資料の提供を投資先企業に求めます。過去に対話を行ったことがあり、当社の方針に明らかに反している場合や、エンゲージメントの節目とする一定の中間目標を十分に達成していない場合は、関連する全ての議案に反対票を投じることを検討します。エンゲージメントと議決権行使は連動し、相互に影響し合います。さらに、当社が反対票あるいは棄権票を投じる場合、投資先企業にその理由を説明するのが当社のやり方です。投資先企業とのそうしたコミュニケーションは、議決権行使が集中する時期の時間的な制約や、保有株式の規模、あるいは特定の投資先企業の状況等、さまざまなことを勘案して行います。



投票を行う株主(クレジット:AFP/Stringer Getty Images)

パート2：議決権行使原則と投資先企業への期待

当社のサステナブル・インベスティングに係る議決権行使原則ならびに投資先企業への期待は当社のスチュワードシップのアプローチの土台となるものです。当社の詳細に定められた議決権行使ガイドラインはスチュワードシップ活動をどのように適用していくかを示すものです。議決権行使原則ならびに投資先企業への期待を4つの重要なテーマに分類し、当社の見解を示しています。

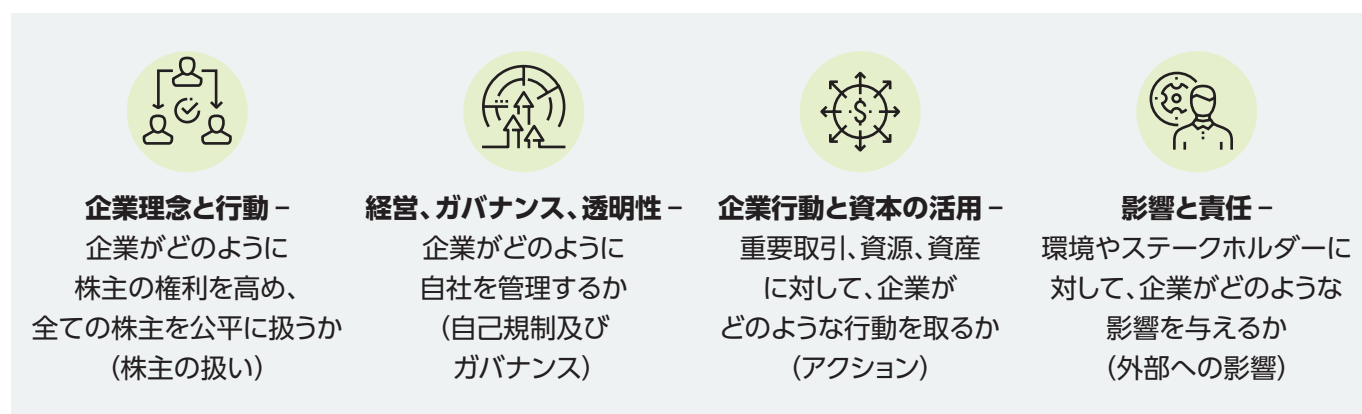


表1：議決権行使原則の重要テーマとその適用

企業理念と行動	一般原則とその適用
	株主の権利及び権限
経営、ガバナンス、透明性	企業文化と企業行動
	監査及び報告
	報酬
	定款変更
企業行動と資本の活用	投資関連
	キャピタル・マネジメント
	関連当事者間取引
影響と責任	気候変動のガバナンス、監督、実践、行動
	自然、環境、社会的責任
	ESG関連の株主提案

表2：議決権行使原則と投資先企業への期待

議決権行使のテーマ	議決権行使原則	投資先企業への期待
一般原則とその適用	当社は顧客の利益を最優先に考え、保有する全ての株式の議決権を行使し、顧客利益の向上をはじめとして、持続可能な企業行動やより良い経済的将来の構築を目指します。当社は、議決権行使判断が効果的かつ顧客の最善の利益に沿ったものとなるよう、議決権行使において裁量権を適用します。そのため、以下に示す原則に沿った議決権を行使しない場合もあります。	企業は株主が議決権を行使できるよう、また、スチュワードシップ責任を果たせるよう、適切に支援すべきです。
株主の権利及び権限	企業は株主の全ての権利を十分に認識し、最高水準のガバナンスを目指すべきであると考えます。	企業は少数株主を含む株主の権利及び権限を尊重し、可能な限りガバナンスのベストプラクティスに準拠するよう、これらの権利拡大に努めるべきです。
企業文化と企業行動	当社は企業が取締役会ならびに従業員の能力と幸福度を最大限に高め、多様性や行動基準、説明責任などを幅広く配慮する前向きな企業文化を醸成することを奨励します。	企業は取締役、取締役会及び委員会の独立性など、取締役会の構成に関する基本的なコーポレートガバナンス基準を満たす必要があります。また同時に十分な多様性、専門性、行動規範ならびに倫理基準を満たすよう取締役会の構成要件を検討すべきです。
監査及び報告	当社は企業が行う報告は全て重要であると認識しています。情報開示は明瞭性、透明性、一貫性があり、包括的であると共に適時かつ正確であることを求めます。	企業は全ての情報開示及び報告において透明性を確保し、会計慣行及び会計基準を満たした上で、適時開示すると共に、財務・非財務上の重要な情報を網羅し、独立した第三者による監査を厳格に実施しなければなりません。
報酬	企業は株主やその他主要なステークホルダーの利益と整合性を図りつつ、戦略実現に向けた上級管理職へのインセンティブ付与において、明瞭かつシンプルで適切な報酬体系を構築すべきであると考えます。	企業は報酬慣行やフレームワークについて株主に情報開示を行うと共に、株主の利益との整合性を図るべきです。また、適切な財務・非財務指標を含む業績基準を考慮、明確かつ公正に実施しなければなりません。
定款変更	当社は、市場の求めに応じて、あるいは株主の権限を強化・拡大を目的として、定款変更を行う企業を支持します。	企業が定款等の基本規則や原則等を改定する目的は、最新の法的・技術的要件を満たすため、あるいは株主の利益、保護、権利を強化するためのみ、とすべきであると考えます。
投資関連	事業上、合理的と考えられ、全ての株主の利益に資するような戦略的かつ一般的な投資関連取引を追求する企業を支持します。	企業は投資関連において、企業ならびに株主の最善の利益のみを追求すべきです。
キャピタル・マネジメント	当社は、企業が企業ならびに全ての株主の短期的・長期的な方向性や利益を考慮し、効率的な資本配分の方針を定め、それを実行することを期待します。	企業は合理的かつ持続的に資本を管理すると共に資本の毀損を回避し、株主価値の向上を図るべきです。
関連当事者間取引	当社は関連当事者間取引については、企業が公正かつ透明性を持って行動することを期待すると共に、これらの取引が常に企業ならびに全ての株主の最善の利益に資するべきであると考えます。	企業は取引に際し、企業ならびに全ての株主の利益に資する行動を取らなければなりません。企業は認識している利益相反や不要なリスクの回避に努めると共に、詳細な情報を開示すべきです。また、重大な利益相反及びリスクが生じる場合は、株主の承認を求めなければなりません。
気候変動のガバナンス、監督、実践、行動	企業の気候変動への取り組みを強化するよう促します。	企業は気候変動に関する監督、実践、開示、行動において最低基準を満たさなければなりません。また、企業は気候変動や生物多様性の喪失、森林破壊に伴う影響の緩和を目指した国際的な合意に沿ってビジネスモデルを適応させるよう、適切な行動を取らなければなりません。これには燃料用石炭やその他化石燃料からエネルギーの低炭素化への移行という長期的な目標も含まれます。
自然、環境、社会的責任	当社は企業が負の外部性を低減し、事業によるポジティブな影響を最大化することで、環境ならびに社会的責任を果たし、それを情報開示することを奨励します。	企業は重要な環境・社会的責任を適切に管理し、対応すると共に、自社の事業戦略や活動をどのように改善できるかを検討しなければなりません。
ESG関連の株主提案	当社は企業にポジティブな変化をもたらす株主提案を可能な限り支持します。	企業は株主提案について全ての利害関係者とエンゲージメントを行い、決議されたことを実行しなければなりません。

パート3：議決権行使の課題と重点分野

一般原則とその適用

当社は顧客の利益を最優先に考え、保有する全ての株式の議決権を行使し、顧客利益の向上をはじめとして、持続可能な企業行動を後押しすると共に、より良い経済的将来の構築を目指します。当社は、議決権行使判断が実効的かつ顧客の最善の利益に沿ったものとなるよう、議決権行使において裁量権を適用します。そのため、以下に示す原則に沿った議決権を行使しない場合もあります。

- 企業は株主が議決権を行使できるよう、また、ステewardシップ責任を果たせるよう、適切に支援すべきです。

当社は50以上もの市場で、幅広い業種やさまざまな規模の企業に議決権行使を行います。このため、議決権行使原則及びガイドラインにおいて裁量権を適用します。当社のアプローチの実効性を確保し、顧客の最善の利益に適うよう努めています。

株主の権利及び権限

企業は株主の全ての権利を十分に認識し、最高水準のガバナンスを目指すべきであると考えます。

- 企業は少数株主を含む株主の権利及び権限を尊重し、可能な限りガバナンスのベストプラクティスに準拠するよう、これらの権利拡大に努めるべきです。

株主は持ち分に応じた株主権を有しています。企業が全ての株主を公平に扱い、キャピタル・リスクと所有責任の整合性を図るために1株につき1議決権を求めます。株主は、取締役会ならびに経営陣に対し質問をする権利があり、また取締役の

選任、役員報酬の承認に加え、取締役を解任する権利を有しています。さらに、合併・買収(M&A)や企業目的など事業における重要な変更についても相応の発言権を有します。当社は株式の希薄化の可能性をもたらす事柄についても、議決権を行使できるよう求めます。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 取締役への、株主の利益とならない権限委譲
- 買収防衛策
- 複数議決権株式の発行

企業文化と企業行動

当社は企業が取締役会ならびに従業員の能力と幸福度を最大限に高め、多様性や行動基準、説明責任などを幅広く配慮する前向きな企業文化を醸成することを奨励します。

- 企業は取締役、取締役会及び委員会の独立性など、取締役会の構成に関する基本的なコーポレートガバナンス基準を満たす必要があります。また同時に十分な多様性、専門性、行動規範ならびに倫理基準を満たすよう取締役会の構成要件を検討すべきです。

取締役会の構成、取締役及び取締役会の実効性

企業が全てのステークホルダーの利益につながるよう、長期的かつ革新的な戦略を定め、それを実行する、優れたコーポレートガバナンスのフレームワークを整えることを求めます。長期的かつ持続的な成功へとつなげるためには、ビジョン

ならびに実効的な監督体制がカギとなります。

戦略的な方向性を示し、事業リスク及び経営陣の監督を行う上で、実効性のある取締役会は重要な役割を担います。取締役会は株主の利益に貢献する義務があります。当社は、取締役の過半数が独立性を有していることを求めます。また、監督義務を果たす上で、独立取締役は適切なスキルを持って経営陣に助言を行うと共に、建設的な課題を提示することを期待します。さらに、ジェンダー、人種、民族、認知的多様性の向上に向けた計画を提示し、実行することを期待します。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 取締役会や委員会への出席率が低い取締役
- 社外取締役等の兼任業務が過大な取締役
- 独立性に重大な懸念のある社外取締役

企業文化と行動

企業は組織全体に倫理的な文化と行動規範を浸透させるべきです。腐敗した商慣行は、重大な投資リスクであり、広範な社会経済へ負の外部性を生み出します。

取締役会は法令を遵守し、倫理的かつ責任ある行動を取る企業文化を組織全体で醸成するべきです。このため、取締役会は適切な内部告発や贈賄禁止及び腐敗防止の方針を確立すると共に、そうした方針の適用を積極的に監督するべきです。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 誠実さと能力が要求レベルに満たない取締役

多様性とインクルージョン

性別、年齢、人種、民族性、宗教、性的指向、経済事情、障がいの有無などに関係なく、能力に基づく

雇用や育成、昇進、報酬等を処遇する風通しの良いインクルーシブな組織は人的資本をより有効に活用できると考えます。さらに、多様性を推進する組織がより生産的かつ優れた業績を達成していることを多くの研究が示しています。従って、投資先企業に対して、差別のない包括的実効的な人事政策を策定し、それが遵守されるよう奨励します。また、偏見に囚われることのないよう、雇用や昇進の慣行について定期的に見直すと共に、事業に照らした意欲的な多様性目標を設定することを提唱します。多様性の目標に対する進捗状況を把握する上で投資先企業にデータ提供を求める場合、ベストプラクティスならびにデータ保護法に則り、データが各個人の自認に基づき、自発的に提供されたものであることを推奨します。当社は多様性が長期的な株主価値の実現に寄与するという信念を持っており、企業がこの信念と整合性のある行動を取ることを期待します。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 英国、EU、米国、オーストラリアなどの大半の先進国市場において、女性取締役比率が30%を下回る取締役会
- ジェンダー多様性が進展していないその他全ての市場については、同比率が15%を下回る取締役会

監査及び報告

当社は企業が行う報告は全て重要であると認識しています。情報開示は明瞭性、透明性、一貫性があり、包括的であると共に適時かつ正確であることを求めます。

- **企業は全ての情報開示及び報告において透明性を確保し、会計慣行及び会計基準を満たした上で、適時開示すると共に、財務・非財務上の重要な情報を網羅し、独立した第三者による監査を厳格に実施しなければなりません。**

企業は自社の目的、戦略、財務状況についてオープンかつ誠実さが求められます。当社は、企業に対して関連する全ての会計慣行を遵守することや重要な欠陥がある場合はその透明性を確保すること、さらに、課税に関して公正さを求めます。また、監査の独立性を確保すると共に、監査法人のローテーションや選定手続きにおける明確な方針を有するべきであると考えます。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 会計監査人の再任において、監査の質または完全性に懸念がある場合
- 独立性が不十分な監査委員会の取締役

報酬

企業は株主やその他主要なステークホルダーの利益と整合性を図りつつ、戦略実現に向けた上級管理職へのインセンティブ付与において、明瞭かつシンプルで適切な報酬体系を構築すべきであると考えます。

- **企業は報酬慣行やフレームワークについて株主に情報開示を行うと共に、株主の利益との整合性を図るべきです。また、適切な財務・非財務指標を含む業績基準を考慮、明確かつ公正に実施しなければなりません。**

適切に設計された報酬体系は株主やその他の主要なステークホルダーの利益との整合性を保つだけでなく、経営幹部にとっては事業戦略の実行における動機付けとなります。適切な報酬水準の設定は主として取締役会の責任です。当社は報酬及び年金給付に関して、取締役や上級管理職とより広範な従業員との間に適切な垂直的整合性を確保することを求めます。また、当社は従業員が幅広く自社株を保有することを奨励します。執行役員及びその他の上級管理職については、株式報酬の権利確定条件を適切に満たしていることを求めます。さらに、当社は報酬の方針がサステナビリティ・リスクなど実効的なリスク管理と整合性を確保していることを求めます。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 株主の利益との整合性を欠く報酬の支給
- 大幅な希薄化が生じる可能性がある場合
- 即時または短期間に権利確定が可能となるようなインセンティブプラン

定款変更

当社は、市場の求めに応じて、あるいは株主の権限の強化・拡大を目的として、定款変更を行う企業を支持します。

- **企業が定款等の基本規則や原則等を改定する目的は、最新の法的・技術的要件を満たすため、あ**

**るいは株主の利益、保護、権利を強化するための
み、とすべきであると考えます。**

企業は、会社法や各地域の規制変更に伴って定款や関連文書を変更する必要性が生じます。こうした変更の多くは、技術的な性質のものであり、株主の利益に中立です。当社は通常このような変更や株主の権利の拡充につながるものは支持します。一方、ガバナンスのプロセスや文書変更に関して詳細な説明が完全に開示されない場合や、明らかに株主の利益に適わない場合には、当社は支持しません。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 株主からの権限委譲を定める定款変更
- 取締役の任期延長

投資関連

事業上、合理的と考えられ、全ての株主の利益に資するような戦略的かつ一般的な投資関連取引を追求する企業を支持します。

■ 企業は投資関連において、企業ならびに株主の最善の利益のみを追求すべきです。

当社は合併、買収、及び売却等の戦略的な組織変更について、明らかに株主の利益に適うと判断した場合は支持します。このため、企業はこうした意思決定や長期的な価値創造を裏付ける根拠や重要事項を詳細かつ明確に提示すべきです。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 当社が支持しない合併、買収、売却
- 株主の利益とならないと判断した組織再編や改革

- 合理的根拠のない、あるいは株主の長期的な利益に反する再法人化や上場市場の変更

キャピタル・マネジメント

当社は企業が効率的な資本配分の方針を定め、それを実行することを奨励しており、その際に短期的・長期的な方向性と、企業ならびに全ての株主の利益を考慮することを期待します。

■ 企業は合理的かつ持続的に資本を管理すると共に資本の毀損を回避し、株主価値の向上を図るべきです。

効率的かつ合理的な資本配分は取締役会の重要な責任の一つと考えます。取締役は、持続可能で、適切かつ慎重なキャピタル・マネジメントのアプローチを採用すべきです。取締役会は、長期的な経済安定性及び価値向上に向け、適切に財源を配分しなければなりません。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 株主の利益にならない過剰な資本増強
- 限定的な募集による第三者割当増資、または、少数株主の利益に反するもの

関連当事者間取引

当社は関連当事者間取引については、企業が公正かつ透明性を持って行動することを期待すると共に、これらの取引が常に企業ならびに全ての株主の最善の利益に資するべきであると考えます。

- **企業は取引に際し、企業ならびに全ての株主の利益に資する行動を取らなければなりません。企業は認識している利益相反や不要なリスクの回避に努めると共に、詳細な情報を開示すべきです。また、重大な利益相反及びリスクが生じる場合は、株主の承認を求めなければなりません。**

既存の取引関係などの関連当事者間取引は一般的なものであり、通常の事業運営において必要なものです。しかしながら、明らかに利益相反のリスクがあり、株主の利益に反して不正に資金が利用されることもあります。従って、企業は利益相反を適切に管理し、こうした取引について株主に対し投票の機会を提供することが重要です。また、取引の詳細に加え、それが全ての株主の利益に合うとする理由についても完全な透明性が求められます。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 利益相反のある関連当事者間取引
- 重要情報の開示が不十分な取引

気候変動のガバナンス、監督、実践、行動

当社は気候変動に関連する企業行動の改善を促進します。

- **企業は気候変動に関する監督、実践、開示、行動**

において最低基準を満たさなければなりません。また、企業は気候変動や生物多様性の喪失、森林破壊に伴う影響の緩和を目指した国際的な合意に沿ってビジネスモデルを適応させるよう、適切な行動を取らなければなりません。具体的には燃料用石炭やその他化石燃料からエネルギーの低炭素化への移行という長期的な目標も含まれます。

気候変動は今日、世界が直面している最も重要なリスクの一つで、当社の投資先である多くの主要産業に影響を与えるものです。従って、全ての企業にとって上位課題として位置づけられるべきものであると考えます。リスクを回避すれば良いものではありません。低炭素社会への移行は、企業に新たな機会をもたらすと共に、革新的な技術を創造する機会ともなります。優れたアセット・マネージャーは気候変動による社会への影響を緩和しようとする企業や気候変動に適応しようとする企業と、社会の移行に対応できない企業とを見極めることができます。

当社は投資先企業が炭素などの温室効果ガス排出量削減の方針を有することを期待します。また、気候変動に係る規制変更の可能性に対応できるよう備えるべきであると考えます。

例えば、排出量や気候変動リスクの開示として、エネルギーミックス(化石燃料、再生可能エネルギー、原子力などのエネルギー源の組み合わせ)の管理やスコープ3排出量削減(自社のバリューチェーンにおいて発生する温室効果ガスで、企業が直接コントロールし得る範囲を超えた排出量)に関する戦略や炭素価格の想定です。ネットゼロを目標とする気候変動に関するパリ協定に沿った野心的な目標設定や報告も当社が期待する対応の一つです。

当社の議決権行使判断にはパリ協定への支持など気候関連に関する当社の立場が反映されています。すなわち、企業が最低限の基準を満たしていない場合、取締役会に説明責任を求めること、また気候変動に関する企業行動の改善や情報開示を求める株主提案を支持すること、などです。気候関連の株主提案についてはメリットに基づいて審議を行います。最終的な判断はさまざまな要素を総合的に勘案して決定します。

**企業が事業活動に影響を
及ぼす重大な環境課題を
特定し、責任を持って
管理することを
期待します。**

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 気候変動の監督や実践に関して当社の期待に
応えていないと考える企業における、取締役会
議長及びCEOを含む取締役選任議案

気候変動のリスクが高いセクターの企業を中心に、当社の保有比率に加え市場やセクターを含む要素を考慮します。通常、リスクが高いと判断した企業に対しては、適切な気候変動に関する方針やガバナンス、排出量データ等の情報開示、温室効果ガス排出量の定量的な削減目標を求めます。

自然、環境、社会的責任

当社は企業が負の外部性を低減し、事業によるポジティブな影響を最大化することで、環境ならびに社会に対する責任を果たし、それを情報開示することを奨励します。

■ 企業は重要な環境・社会に対する責任を適切に管理し、対応すると共に、自社の事業戦略や活動をどのように改善できるかを検討しなければなりません。

当社は企業が事業に影響を及ぼす重大な環境課題を特定し、責任を持ってそれらを管理することを期待します。

企業は、全ての主要なステークホルダーとの関係を維持・管理すべきであると考えます。Covid-19（新型コロナウイルス感染症）に伴うロックダウンを契機に、企業の社会的責任や本来の事業目的に一層注目が集まるようになりました。しかし、これは感染症の大流行による一時的な現象ではなく、資本主義システムの再評価が求められていると共に、企業の事業目的やどのように事業を運営するのが真に問われている、と当社は考えます。

森林破壊に関して、企業は森林破壊を巡る監督や実践、開示、行動において最低限の基準を満たすべきであると考えます。

投資先企業が森林破壊防止に対するコミットメントに基づいて、対応計画を整備することを期待します。

当社は次の場合、反対票を投じます：

- 重要な環境・社会に対する懸念があり、ステークホルダーとの関係の維持・管理に重大な懈怠があると判断した場合の取締役選任議案

ESG関連の株主提案

当社は企業にポジティブな変化をもたらす株主提案を可能な限り支持します。

■ 企業は株主提案について全ての利害関係者とエンゲージメントを行い、決議されたことを実行しなければなりません。

株主提案は投資家にとって重要なツールで、経営の説明責任を促進すると共に、各個別企業だけでなく、システム全体の变革を促すことにつながります。

当社は顧客の資本の責任あるスチュワードとして、企業が長期的なサステナビリティ・リスクを実効的に管理し、優れた取り組みを推進するよう働きかける義務があります。上場企業の株主総会において株主提案に賛成票を投じることもその一つです。多様な地域やセクター、資産クラスなどに分散投資する運用会社として、株主提案に対する当社の基本的なアプローチは、ポートフォリオ・レベルからスタートします。投資先企業及びその取締役会が、長期的に顕在化する可能性のある重大な問題に対して適切に対応し続けるよう促すことで、当社の顧客が直面し得るシステムミック・リスクを軽減することができると考えます。

当社は、株主提案ならびに提案のシグナリング効果を評価する上で、サステナブル・インベスティング原則及び当社全体のコミットメントも考慮します。

また当社は、上場企業のコーポレートガバナンスにおいて、株主が取締役や経営陣とは異なる役割を担っていることを念頭に置いています。したがっ

て、取締役会に対して重要なリスクを実効的に管理することを促す提案を支持する他、投資家がより適切な情報に基づいて資本配分の判断を行えるよう、重要なリスク管理に係る情報開示の提案を支持します。

当社は、企業ならびにステークホルダーにとって重要な課題への取り組みや改善を求めるESG関連の株主提案を支持します。また、株主提案はメリットに基づいて判断します。

当社は次の場合には、株主提案を支持しないこともあります：

- 当社の議決権行使原則及びガイドラインに反する場合
- 企業が提起された問題に対して既に十分対応を行っている場合
- 提起された問題が重要ではないと判断した場合
- 企業にとって過度な負担となる場合、あるいは実行する上で著しい影響が及ぶ場合

パート4：議決権行使の方法

サステナブル・インベスティングチームと運用チームのコラボレーション

サステナブル・インベスティングチームはサステナブル・インベスティングの専門家であり、サステナブル・インベスティングのアプローチならびに議決権行使の実施に責任を負っています。サステナブル・インベスティングチームは、世界中のポートフォリオ・マネージャーやアナリストと連携してESGに係る事柄や投資先企業の議決権行使に関して、エンゲージメントを行う他、分析や監督を担います。両チームの融合によって、定期的なチーム間のミーティングやプレゼンテーション、関連データの共有など、継続的なコラボレーションを行っています。議決権行使を担うサステナブル・インベスティングチームには、世界各地のオフィスを拠点とする議決権行使やコーポレートガバナンスの専門家がいます。各地域の議決権行使やエンゲージメントに関して、

当社のアプローチを最適化するため、調査・分析や意思決定を世界中の運用チームと連携して行います。当社は議決権行使ガイドラインに沿った行使を行い、行使判断のプロセスでは、サステナブル・インベスティングチームと運用チームの見解を融合します。また、さまざまな情報を考慮して、顧客の最善の利益を目的とした議決権行使を行います。

議決権行使方針に基づく行使

当社は議決権行使に沿って行使を行います。また、必要に応じて適切にポートフォリオ・マネージャーと協議します。M&Aや増資、債券発行、重要な定款変更などに加えて、当社の保有上の観点から重要性が高く経営陣に反対する場合、経営陣の選任議案に反対票を投じるといった特定の決議に関しては、通常、担当のポートフォリオ・マネージャーやアナリストと協議を行います。議決権行使にあたっては、投資先企業の状況や各市場のベストプラクティスを考慮し

幅広い情報源の活用

行使判断を行う上で、以下のようなさまざまな情報源を活用します。



投資先企業の総会通知などの詳細情報



ISSやグラス・ルイスといった議決権行使助言会社の調査やサービス



企業とのエンゲージメントや議論



当社独自の投資調査及び外部のESGリサーチ

ます。当社の議決権行使に関する方針ならびにアプローチは、適用する全ての法令を考慮しており、またポートフォリオのそれぞれの投資目的との整合性を確保しています。

行使判断プロセス

行使判断については投資先企業の特定の状況や業界、各市場のベストプラクティス、議決権行使基準及びガイドラインを考慮し、個別に判断します。また、議決権行使判断は各地域によって、関連する議題や現在の期待値、方針の段階的な導入などの要因に基づいて、異なるものとなります。顧客利益の観点から、議決権行使において通常と異なる判断を行う場合は、ケース・バイ・ケースで対応します。議決権行使判断の整合性を確保すると共に、顧客の最善の利益に資するよう努めています。また、行使判断に際しては、当社のエンゲージメント戦略、重点分野、現在の優先順位基準なども考慮します。

議決権行使プロセスとその実行

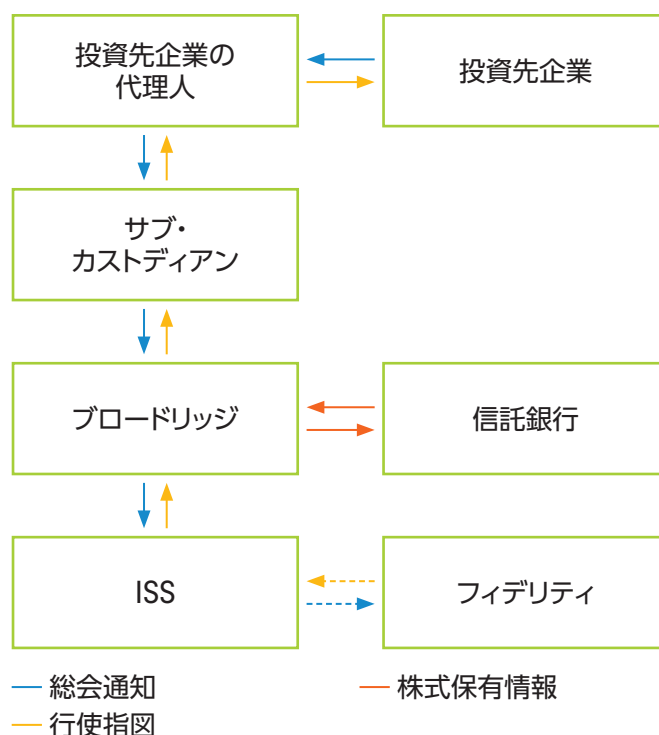
当社は、議決権行使において規制上の義務がある場合を除いて、議決権行使による便益が費用を上回る場合、全ての議決権を行使します。また、議決権行使にあたっては、当該株式の売買が不能となる（「シェアブロッキング」）場合や議決権行使に煩雑な要件が課される場合、ファンドで保有する議決権の一部または全部を行使しないことを検討する場合があります。さらに、顧客から特別な指示がない限り、当社自身のファンドの総会で決議に参加することはありません。

当社が運用するフィデリティ・カナダのファンドや、顧

客が議決権行使を当社に委任している個別運用口座を含め、サステナブル・インベスティングチームが当社の大半の議決権行使を担います。当社運用ファンドの一部で、規制要件のある市場については、各市場で行使を行います。また、当社が外部に運用を委託している場合、委託先の運用会社が当該運用会社の議決権行使ガイドラインに基づいて議決権行使を行います。

当社の議決権行使の指図は、通常、議決権行使事務を委託しているインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ(ISS)を通じて電子的に行われます。ISSは、総会招集通知の提供や当社の行使指図に従って議決権行使事務を行うと共に、のちの報告書作成のために作業や結果を記録しています。

議決権行使プロセス



出典：フィデリティ・インターナショナル、2024年4月

顧客ごとの議決権行使方針

当社は特定の顧客にカスタマイズされた議決権行使方針についても議決権行使事務を委託する議決権行使助言会社に提供していますが、議決権行使の最終的な行使判断は常に当社の方針に基づいています。また、一部の市場では、議決権行使プロセス及び方針を適用する上で、システムを用いた最適化を図っています。

総会招集通知の検討や議決権行使データ入力、行使システムなど議決権行使プラットフォームの機能などに関しては、各市場で異なるアプローチを採用しています。行使期限までの間、あるいは一度行使した後も、新たな関連情報を入手して検討した結果、行使判断を変更する場合は、再度行使を行います。

**世界中の多くの市場で
議決権行使を実行しています。
各地のルールや特定の手続き
などに応じてエージェントなど
多くの関係者と協働しています。**

行使判断及びその監督

当社は顧客の最善の利益となるよう、基本的に議決権行使に際し、同一議案については賛否を分けず（個別ファンドの目的や利益に反しない限り）、統一した行使を行います。各ポートフォリオ・マネージャーの間で特定の決議について意見が異なる場合やポートフォリオ・マネージャーとサステナブル・インベスティングチームとの間で意見の相違がある場合は、サステナブル・インベスティング・オペレーティング・コミティ(SIOC)が最終的な意思決定を行うようエスカレーション・プロセスを策定しています。

SIOCは当社グローバル・オペレーティング・コミティ(GOC)の権限の下、サステナブル・インベスティング方針策定や目標設定、またそれらの実施及び監督責任を担います。加えて、SIOCは投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使の監督も担います。とりわけ重要な議決権行使については、SIOCに報告を行い、審査が行われ、承認を得るプロセスを整えています。

議決権行使における問題及び制約への対応

議決権行使における問題

当社は世界中の数多くの市場で議決権行使を実行しています。また、各地の規制や特定の手続きに従って、多くの関係者や議決権行使助言会社と協働します。全ての市場で議決権行使を実行するよう助言会社等と協力し、さまざまな課題や問題に対応しますが、各地の規制や手続きによっては、行使しないこともあります。具体的には次のような状況があります：

- 総会招集通知書の受領から行使期限までに十分な期間がない場合
- 総会招集通知の開示の遅延
- シェアブロッキング
- 委任状が必要条件な場合
- 特定の総会書類が必要な場合
- 発行体や仲介機関が投票を受け付けられない場合

当社はこうしたさまざまな問題に対応していますが、優先順位や行使の流れの観点から、場合によって、とりわけ発展途上国の一部市場で、議決権を行使しないこともあります。

議決権行使の制約

総会によって、あるいは特定の決議によっては、議決権行使が制約される場合があります。すなわち、賛否を投じることができず、棄権あるいは不行使の選択しかない場合です。このような状況は一般的なものではなく、通常、利益相反の可能性がある場合に生じます。具体的には、例えば株主の一部が直近に第三者割当増資に応じた場合、株式発行の承認に関する議決権行使が制限されるといった状況です。

株主総会への出席

当社は、通常株主総会に出席することはありませんが、状況によっては、株主総会で直接、決議に参加し、その場で意見表明することがあります。

株主総会の招集請求、株主提案の提出

当社は通常、株主総会の開催を要求したり、株主提案を提出することはありませんが、エンゲージメントを通じた問題解決が困難な場合、かつ更なるエスカレーションが必要と判断した場合には、株主総会の開催を要求することもあります。こうした行動は、可能な限り顧客に最善の結果を求めるために行います。当社はエンゲージメントや協働エンゲージメントなどその他の手段を通じて、投資先企業と議論し、解決を図ることを望んでいます。

また、当社は通常、顧客の要望によってフィデリティの名前で、株主提案を提出することはありません。しかし常に顧客の意見には耳を傾けています。

当社はさまざまな株主や企業変革の担い手たちと緊密な関係を維持しています。また法的に認められる場合には、株主提案を提出するといった行動を伴う可能性のある協働エンゲージメントへの参加を検討します。



票を投じる株主(クレジット:Jeff Brass/Stringer Getty Images)

パート5： 議決権行使方針のガバナンス、プロセス及び監督

方針とその適用の監督

当社では、実効的なスチュワードシップの監督や説明責任を組織の最上位レベルで担うガバナンス構造となっています。グローバル・オペレーティング・コミッティ(GOC)の権限の下、サステナブル・インベスティング・オペレーティング・コミッティ(SIOC)がサステナブル・インベスティングの各種方針や目標を策定し、その実施を監督します。また、当社の事業部全体にわたるサステナブル・インベスティングに関する事柄の監督についてもSIOCが担います。SIOCの責任は、サステナブル・インベスティング原則や関連方針ならびに手続き(投資不適格指定方針や投資不適格指定リストも含む)、エンゲージメントや議決権行使など投資先企業に対する当社の所有権の実行などです。SIOCはチーフ・サステナビリティ・オフィサー、サステナブル・インベスティングチームの他、運用、ディストリビューション、法務など全事業部門のシニアリーダーで構成されています。

方針のガバナンス及び議決権行使の実行

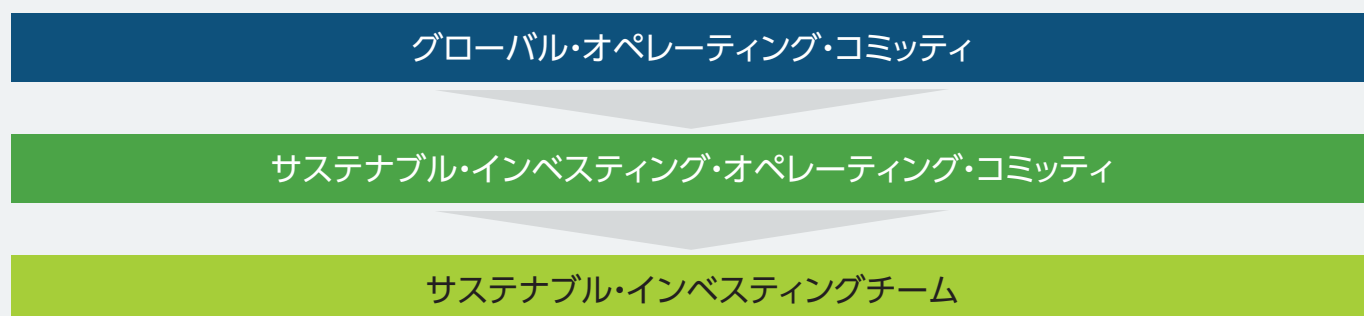
サステナブル・インベスティングチームは議決権行使方針及びガイドラインの策定の調整・管理を担います。また、議決権行使方針やプロセスの実施状況を監督します。議決権行使判断及び行使指図の際に、重要な更新事項が確実に考慮されるよう監督を行っています。

また、議決権行使やESGに関する進展、投資、市場関係者との議論などを考慮して、当社は定期的に議決権行使とガイドラインを更新することを目指しています。

当社は適用する全ての法令に準拠し、かつポートフォリオのそれぞれの投資目的との整合性を確保して、全ての議決権を行使することを目指しています。当社が特定の資産に関してその運用を再委託する場合、当社の方針は当該資産には適用されません。

また、エンゲージメント方針について当該資産の再委託先に委任しています。再委託先のデューデリジェンスにおいて、エンゲージメント方針等も含め、再委託先の方針について初期レビューを実施すると

図表1: サステナブル・インベスティング・オペレーティング・コミッティ



出典: Fidelity International 2024

共に、方針の実施状況を監督します。

責任投資原則(PRI)

当社は責任投資原則(PRI)の署名機関です。PRIは投資判断においてESG課題を考慮することを求めるもので、国際的な機関投資家によるイニシアティブで、国連の支持を受けています。

署名機関として、当社は全ての責任投資原則にコミットしており、これらの原則は当社のサステナブル・インベスティングのアプローチに整合的なものです。PRIの主要原則とは次の通りです：

原則1： 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます

原則2： 私たちは、アクティブ・オーナーとなり、ESGの課題をその方針と慣行に組み入れます

原則3： 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます

原則4： 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います

原則5： 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します

原則6： 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

議決権行使については、原則2にその内容が含まれており、エンゲージメントや議決権行使などのアクティブ・オーナーシップとしての活動状況の開示については原則6に関連する記載があります。なお、当社はこの6つの原則に関する当社の活動を毎年PRIに報告しています。

スチュワードシップコード

当社は世界各地のスチュワードシップコードを支持すると共に、それらの署名機関となっています。各市場の規制当局や関連組織は、スチュワードシップコードの世界的な普及によって適切にスチュワードシップ活動が行われることが個々の企業にとってプラスになるだけでなく、資本市場が十分に機能するために不可欠である、という認識を示しており、当社もそうした見解に同意します。

当社が重視するスチュワードシップ活動の目的とは、コーポレートガバナンスのリスクを低減して企業価値を維持すること、そして最終的に、事業戦略や事業運営を改善し、企業価値をさらに高めるための変革を促すこと、です。

当社は、質の高い透明性のあるスチュワードシップ活動を行うことを目指しています。また、多くのスチュワードシップ原則で共通要件となっている以下のような活動やその成果を重視しています。

- スチュワードシップに関する方針の開示
- 投資先企業の定期的なモニタリング
- エンゲージメント
- 議決権行使
- 利益相反の管理
- エスカレーション・アプローチ
- 透明性のあるスチュワードシップ活動の報告

コーポレートガバナンスにおける世界と各地域の基準及び規範

当社は企業が各地域の市場のガイドラインやコーポ

レートガバナンス・コードを遵守することを奨励します。ESGの観点から信頼性が高いと認識されるために、企業は各地域で求められる事柄を適切に検討・対応するだけでなく、地域を超えた多くの課題については、国際的なベストプラクティスや基準を考慮し、適用しなければなりません。

主要課題への対応については、国際的なベストプラクティスに収束する傾向が見られますが、以下のよう
に各地域間で基準に大きな違いがあるものもあります。

- 法律
- 規制
- 上場規制
- スチュワードシップ原則
- ガバナンス・コード
- 各地域の企業文化や慣習

当社は各市場で規範が進展し、それらが改訂されることを前向きに捉えています。また可能な限り、政策当局との協議を通じて改訂に対する当社の意見を表明します。

当社の議決権行使原則及びガイドラインはさまざまなコーポレートガバナンスの基準や規範、国際的なベストプラクティスにおける重要な要素を考慮し、取り入れるよう努めています。

Pensions and Lifetime Savings Association (PLSA)

当社のスチュワードシップならびに議決権行使に係るアプローチは、企業の健全なガバナンスと長期的なサステナビリティを確保することを目指すもので

す。そして、このアプローチはPLSAをはじめとした多くの組織が提唱するベストプラクティスに一致します。

PLSAによれば、優れたコーポレートガバナンスの基本原則には、説明責任、整合性、透明性及び誠実性が含まれています。当社もこれに同意します。さらに、スチュワードシップとは、投資先企業の長期的な価値に影響を及ぼす可能性のある事柄を、モニターするだけでなくエンゲージメントを行うといった積極的な役割を担うことである、とするPLSAの考え方も当社と一致するものです。

また、「特定の問題に関して、投資家が株主総会でどのような議決権行使を行うかは、経営陣のやり方に納得しているか否かを示す強力な意思表示になり得る」というPLSAの見方に対しても、当社は賛同します。

議決権行使助言会社に対するモニタリング

当社は株主総会において、自社のスチュワードシップならびに議決権行使方針・ガイドラインに沿って、議決権行使を実行します。ISSのプラットフォームを利用して議決権行使の実行を管理します。具体的には、総会招集通知の受領や、行使指図、報告書作成の他、議決権行使方針の管理等を行います。

当社は特定の顧客にカスタマイズされた議決権行使方針についても議決権行使事務を委託する議決権行使助言会社に提供していますが、必要に応じて、ポートフォリオ・マネージャーと協議の上、議決権行使の最終的な行使判断は常に当社の方針に基づいて行われます。また、当社の見解を補足する目的で、ISSやグラス・ルイスの総会調査レポートなど数多く

のグローバル及び各地域の外部リサーチを活用します。

サステナブル・インベスティングチームはほぼ全ての市場における株主総会に関して、その全議案を検討し、各総会の行使状況をシステム上で監視します。これにより、行使指図通りに正確に行使が実行されたことを確認すると共に、行使期限までの間に新たな関連情報を入手して検討した結果、行使判断を変更した場合に、行使が確実に更新されたかを確認します。

当社の行使判断や行使指図が取り込まれた後、議決権行使助言会社の行使予定内容に何らかの問題が確認された場合、議決権行使助言会社に対して、懸念や矛盾点を指摘します。

また、当社は議決権行使助言会社の方針、プロセス、能力等を監督するフレームワークを確立しました。デューデリジェンスでは以下の項目を確認します：

1. 議決権行使助言会社の行使システム管理の機能性
2. 議決権行使助言会社の利益相反管理体制
3. 議決権行使助言会社のサービまたは業務上の重要変更事項の洗い出し及び評価

重要問題事項や懸念については、議決権行使助言会社のクライアント・サービス、オペレーション、リサーチ、方針に関する各チームの幹部と議論を行います。さらに、当社は議決権行使助言会社の組織的な対応能力や行動特性について監督します。加えて、助言会社が作成する株主総会に係る分析などについてその品質を継続的に監視します。当社は助言会社のテクノロジーに関しても定期的に外部によるセキュリティ・レビューを行います。

利益相反

議決権行使における利益相反については、サステナブル・インベスティングチームがその管理の責任を負っています。ファンドの投資先が複数の当事者に関与している場合、当社は常に当該ファンドの利益のために行動します。また、当社と利益相反が生じる可能性のある議決権行使に関しては、利用する主要な外部リサーチ提供者の推奨に従って議決権を行使するか、かかる推奨がない場合には議決権を行使しないこともあります。当社は顧客から特別な指示がない限り、当社のファンドに関して議決権を行使することはありません。議決権行使に関して利益相反が生じる可能性や議論を呼ぶ性質のものである場合、SIOCが最終的な判断を行う体制を整えています。

資産クラス間における利害対立

当社のファンドが同一企業の株式と債券に投資する場合、常に当該ファンドの利益となるよう行動します。いずれの場合も、潜在的な利害対立の管理と議決権行使の最終的な判断は、当社の方針に基づいて行われます。

フィデリティのスチュワードシップ方針と顧客の方針との対立

顧客のスチュワードシップ方針ならびに優先事項について、口座開設・取引開始前の段階で確認を行い、当社の方針と合致しているかの評価を行います。投資一任の分離口座については、要望に応じて顧客の議決権行使方針を適用することや、投資不適格指定の仕様を変更し適用することも可能です。

貸株

当社では、第三者を通じて貸株業務を行っています。顧客の利益に資すると判断する場合には返還請求を行い、また、株主総会で議決権を行使できる場合、それを行います。なお、議決権を増加させるために株を借りることはありません。

情報開示

当社は、議決権行使状況を把握、分析、記録すると共に、当社の議決権行使ガイドライン及び議決権行使結果を開示しています。法令で求められる場合やその他必要と判断される場合には、投資先企業に議決権行使の理由を開示することがあります。当社では議決権行使結果を開示し、定期的に更新しています。当社日本オフィスのホームページ上では議決権行使結果を四半期ごとに開示します。議決権行使結果の開示に際しては、反対票を投じた議案、個別事情を踏まえて当社の議決権行使ガイドラインとは異なる行使判断を行った議案等について、判断根拠を併せて開示しています。当社では、機関投資家顧客から要請がある場合には、四半期ごとの議決権行使

報告を行う他、ガバナンス及びエンゲージメントに関するより詳細な報告書などを提供しています。

連絡先

議決権行使に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

proxyvoting@fil.com

FILリミテッド及び その他フィデリティ

当社、FILリミテッド及びその子会社ならびに関連会社は、フィデリティ・インベストメンツ／フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR）及びフィデリティ・インスティテューショナル・アセット・マネジメント（FIAM）（総称して、フィデリティ・アセット・マネジメント（FAM）と呼びます）、あるいは同様の名前の付いた他の組織とは独立した別会社です。従いまして、機密性の高い投資情報や議決権行使情報は、FILリミテッドとFAMの運用担当者（インベストメント・プロフェッショナル）間で共有しないよう、厳格な情報障壁を設けています。



フィデリティ・インターナショナルの英国ロンドンのキャノンストリートオフィス（クレジット：フィデリティ・インターナショナル）

パート6：議決権行使ガイドライン

サステナブル・インベスティング議決権行使ガイドライン

1 一般原則とその適用	26
2 株主の権利及び権限	28
3 企業文化と企業行動	29
4 監査及び報告	32
5 報酬	33
6 定款変更	36
7 投資関連	37
8 キャピタル・マネジメント	38
9 関連当事者間取引	39
10 気候変動のガバナンス、監督、実践、行動	39
11 自然、環境、社会的責任	41
12 ESG関連の株主提案	43

1 一般原則とその適用

サステナブル・インベスティング議決権行使原則：当社は顧客の利益を最優先に考え、保有する全ての株式の議決権を行使し、顧客利益の向上をはじめとして、持続可能な企業行動やより良い経済的未来の構築を目指します。当社は、議決権行使判断が効果的かつ顧客の最善の利益に沿ったものとなるよう、議決権行使において裁量権を適用します。そのため、以下に示す原則に沿った議決権を行使しない場合もあります。

投資先企業への期待：企業は株主が議決権を行使できるよう、また、スチュワードシップ責任を果たせるよう、適切に支援すべきです。

1.1 行使権限及び意思決定

- 1.1.1 **議決権行使及びその監督：**当社ではサステナブル・インベスティングチームが議決権行使の実行、監督、行使判断及び議決権行使方針の適用に責任を負っています。
- 1.1.2 **通常外の議案及び特別な状況：**通常外の議案及びその他特別な状況においては必要に応じてサステナブル・インベスティングチームとポートフォリオ・マネージャーまたはアナリストが評価し、議決権行使を行います。
- 1.1.3 **SIOCの権限：**当社の全ての議決権行使はチーフ・サステナビリティ・オフィサー及びサステナブル・インベスティング・オペレーティング・コミッティ(SIOC)の権限の下に実行されます。

1.2 議決権行使判断

- 1.2.1 **行使対象：**当社は可能な限り投資先の全ての議決権を行使することを目指しています。

しかし議決権行使による関連費用が利益を上回る場合には、行使しないという判断をすることがあります。また、社債権者集会に関連した行使については債券ポートフォリオ・マネージャーと検討を行います。

- 1.2.2 **通常議案：**本ガイドラインに特段の定めがない限り、当社は通常、経営陣の推奨を支持し、通常議案に賛成票を投じます。
- 1.2.3 **棄権：**当社は必要な情報が得られない場合や、棄権することが株主の最善の利益に資すると判断した場合には、棄権票を投じます。また、特定の限られた状況において、会社に警告を発する目的で棄権票を投ずる場合があります。通常は議案について賛成票・反対票のいずれかを投じます。
- 1.2.4 **議決権行使方針の適用：**行使判断については投資先企業の特定の状況や業界、各市場のベストプラクティス、議決権行使基準及びガイドラインを考慮し、個別に判断します。また、議決権行使判断は地域ごとに異なります。関連する議題や期待値、方針の段階的な導入などの要因に基づいて判断します。顧客利益の観点から、議決権行使において通常と異なる判断を行う場合は、ケース・バイ・ケースで対応します。議決権行使判断の整合性を確保すると共に、顧客の最善の利益に資するよう努めます。また、行使判断に際しては、当社のエンゲージメント戦略、重点分野、現在の優先順位なども考慮します。
- 1.2.5 **議決権行使原則・ガイドラインの適用範囲外の議案：**議決権行使原則あるいはガイドラインの適用範囲外の議案等についてはケース・バイ・ケースで審議します。

1.2.6 **議題に対する行使判断:** 当社が懸念している事柄に直接関連のある議題については、通常、反対票を投じます。それに対応する議題がない場合は、代表権を有する取締役の選任議案等、他の議案に反対票を投じることを検討します。また、より深刻な状況においては、取締役会の実効性に対する懸念から、全取締役の選任議案に反対票を投じることも検討します。

1.2.7 **エンゲージメント:** 当社は企業が開示する情報や社内外の調査を基に、各議案のメリットを審議します。また必要に応じて議案について理解を深め、より多くの情報に基づいた行使を行うため、企業と対話を行います。関連するステークホルダーと意見交換を行い、包括的かつ公正な見解を得よう努めます。

1.2.8 **株主の不支持に対する取締役会の対応:** 一つまたは複数の議案において取締役会の提案に反対票が投じられた場合、取締役会は株主と対話し、株主の懸念を把握することを期待します。大多数の反対が投じられた議案に対して、取締役会が適切に対応していないと思われる場合、取締役会議長または取締役の選任議案に反対票を投じるエスカレーションを検討します。

1.3 サステナブル・インベスティング要因を考慮した統合的な議決権行使

1.3.1 **サステナビリティ関連議案:** サステナビリティ課題に関する議案については、サステナブル・インベスティング方針や投資アプローチならびに投資方針の他、広く受け入れられているサステナブル原則やフレームワーク等に基づいて、ケース・バイ・ケースで判断します。また、会計や気候変動に関する情報開

示を規定する組織・団体の基準も参考にします。

1.3.2 **ESG懸念事項の議決権行使へのエスカレーション:** 当社が企業と長期にわたって議論を行ったESG関連事項について改善の兆しが見られない場合、エンゲージメントとの一体的な議決権行使を通じて、その懸念を表明し、前向きな変化を促すことを目指します。

当社は、対象事案の説明責任を有する取締役会議長や代表取締役、あるいは他の取締役の再選に反対票を投じることを検討します。

1.4 利益相反

1.4.1 **利益相反:** 当社は利益相反が生ずる可能性のある議決権行使については、利用する主要な外部リサーチ提供者の推奨に従って行使を行うか、かかる推奨がない場合には、各地域の規定に従って、議決権を行使しないか、もしくは棄権票を投じることがあります。

1.4.2 **ファンドの議決権行使:** 顧客から特段の指示がない限り、サステナブル・インベスティングチームが当社ファンドの株主総会に出席し決議に参加することはありません。

2 株主の権利及び権限

サステナブル・インベスティング議決権行使原則： 企業は株主の全ての権利を十分に認識し、最高水準のガバナンスを目指すべきであると考えます。

投資先企業への期待： 企業は少数株主を含む株主の権利及び権限を尊重し、可能な限りガバナンスのベストプラクティスに準拠するよう、これらの権利拡大に努めるべきです。

2.1 異なる議決権を持つ株式：

当社は1株1議決権の原則を支持しており、議決権の内容が異なる株式発行により、既存の株主の議決権に不利な影響を及ぼす場合には、1株につき複数の議決権を付与する株式発行の承認を求める議案に対して反対票を投じます。

2.2 株主から取締役会への権限移譲：

株主権の制限あるいは株主から取締役会への権限移譲については、原則として反対票を投じます。また、株主権の拡大や株主価値最大化に資する議案には原則として賛成票を投じます。

2.3 買収防衛策：

当社は通常、支配権の強化などにつながる権限を含む買収防衛策に対しては、合理的な条件かつ少数株主の利益を保護するものであると判断しない限り、反対票を投じます。

2.4 承認のないポイズンピル：

直近の1年間で株主総会の承認を得ずにポ

イズンピルが実行された場合、取締役選任に反対票を投じることを検討します。

2.5 累積投票：

当社は少数株主の利益に資すると判断した場合は、累積投票に賛成票を投じます。

2.6 投票及び決議結果の開示：

義務投票制及び決議結果開示の採用には賛成票を投じます。

2.7 投票法：

秘密投票及び独立した投票集計法を採用する議案には賛成票を投じます。

2.8 適時開示書類：

当社は全ての株主が十分な情報に基づいた意思決定を行えるよう、企業が株主総会に関する詳細な書類を適時開示すると共に、十分な検討期間を確保できるよう早期開示を期待します。

2.9 種類株式：

種類株式についてはケース・バイ・ケースで判断します。

2.10 株式保有情報開示の拡充：

当社は通常、株式保有情報の開示拡充を支持します。一方で、著しい負担になると判断した場合には、反対票を投じることもあります。

2.11 株式保有情報の開示基準：

株式保有情報の開示基準を引き下げる議案についてはケース・バイ・ケースで審議します。

2.12 その他：

その他の事業の承認要請の下で、非特定事項に関する承認を求める提案には反対票を投じます。

3 企業文化と企業行動

サステナブル・インベスティング議決権行使基

準：当社は企業が取締役会ならびに従業員の能力と幸福度を最大限に高め、多様性や行動基準、説明責任などを幅広く配慮する前向きな企業文化を醸成することを奨励します。

投資先企業への期待：企業は取締役、取締役会及び委員会の独立性など、取締役会の構成に関する基本的なコーポレートガバナンス基準を満たす必要があります。また同時に十分な多様性、専門性、行動規範ならびに倫理基準を満たすよう取締役の構成要件を検討すべきです。

3.1 取締役会の構成と独立性

- 3.1.1 **取締役会の独立性：**当社は取締役会に十分な人数の独立取締役を選任することを支持しており、取締役会の独立性が不十分であると判断した場合には、取締役選任議案を支持しないことがあります。
- 3.1.2 **任意の委員会の独立性：**当社は任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、ガバナンスを管理・強化することを支持しますが、これらの委員会の独立性が損なわれていると判断した場合は、代表取締役等の選任議案に反対票を投じます。
- 3.1.3 **取締役の独立性：**当社は企業、経営陣、支配株主などからの独立性が十分でないと判断

した場合、当該取締役の選任議案に反対票を投じます。

- 3.1.4 **CEO及び取締役会議長の分離：**当社は取締役会議長とCEOの分離を支持し、このような議案には賛成票を投じます。取締役会議長とCEOの分離が定着している市場でベストプラクティスから逸脱した候補者には反対票を投じることを検討します。

- 3.1.5 **候補者の情報開示：**当社は候補者氏名が適時開示されない場合には、取締役選任議案に反対票を投じます。

- 3.1.6 **取締役会の刷新：**当社は定期的かつ秩序ある取締役会の刷新を支持しており、取締役会において大半の取締役の在任期間が過度に長い場合、取締役選任議案に反投票を投じることがあります。

3.2 取締役会の実効性、行動基準、多様性、インクルージョン及び専門性

- 3.2.1 **取締役会の実効性：**企業は取締役会がその役割及び機能をいかに果たしているかを明確にし、重要課題に関する主要な情報提供を通じて、その役割・機能を示さなければなりません。また、取締役会はその構成員のスキル、多様性、経験についても提示すべきです。
- 3.2.2 **取締役会への出席率：**当社は明確かつ正当な理由なく取締役会や委員会への出席率が低い場合には、当該取締役再任議案に反対票を投じます。
- 3.2.3 **公開企業の社外取締役：**当社は、相当数の会社の社外取締役を兼務する取締役については、取締役会の責務を全うする能力が損

なわれる可能性があるため、支持しません。議決権行使の審議にあたっては、どのような役割を担っているかを考慮する他、兼務先企業の役職や事業内容、市場の発展度合いなどを考慮します。

3.2.4 独立取締役の在任期間：取締役の独立性は時間の経過と共に低下すると当社は考えており、在任期間が過度に長い場合には、独立取締役の再任を支持しないことがあります。一方で、取締役会にとって重要であると判断した場合には、非独立非業務執行取締役としての再任には賛成票を投じることがあります。

3.2.5 取締役会の規模：取締役の増員、あるいは取締役会の規模が過大であると判断した場合には、取締役選任議案を支持しません。また、取締役会の減員についても、取締役会の実効性を損なう可能性がある場合は支持しません。

3.2.6 競争型投票：当社は競争型投票についてケース・バイ・ケースで審議します。

3.2.7 多様性及びインクルージョン：当社は、必要なスキルや能力に応じた多様性及びインクルージョンなどにより実効性の高い取締役会を支持します。

すなわち、ジェンダー、人種、民族といった多様性です。市場や同業他社と比較して取締役会の多様性が低い場合は改善に向けた目標を設定し、その進捗状況を示すことを期待します。取締役会に真摯な対応が見られない場合は、取締役の再任議案に反対票を投じるなど、追加的な措置を検討することもあります。この対象には、取締役会議長や代表取締役、あるいは指名委員会の委員長も含ま

れることがあります。

3.2.8 ジェンダーバランスの取れた取締役会：当社はジェンダー多様性のある取締役会を支持します。大半の先進国市場においては女性取締役比率が30%を下回る場合、取締役選任議案に反対票を投じます。また、ジェンダー多様性が進展していないその他全ての市場については、同比率が15%を下回る場合、その対象となります。上場会社には取締役会のジェンダー多様性の要件が設けられている市場では、企業がその要件を満たすことを期待します。各地域のベストプラクティスにより、取締役会に対してより高い基準のジェンダー多様性が求められている場合は、企業がその期待値を満たすことを求めますが、公表されている説明を総合的に考慮します(例えば、コンプライ・オア・エクスプレインの原則等)。また、取締役会の規模や業界、企業構造などの要素を考慮することもあります。

3.2.9 人種的・民族的多様性のある取締役会：当社は人種的・民族的多様性のある取締役会を支持します。人種・民族的構成に深刻な懸念がある場合や、取締役会の規模、業界、市場といった要素に基づき、その人数が不十分であると判断した場合は、説明責任のある取締役の選任議案に反対票を投ずることを検討する場合があります。

3.2.10 定年退職年齢：当社は通常、取締役及び従業員の定年退職年齢を定めることを支持しません。

3.3 行動基準と説明責任

3.3.1 **企業文化と企業行動：**企業は腐敗防止及び贈収賄防止等の方針やプロセスの確立・強化を含め、法令を遵守し、倫理的かつ責任ある行動を取る企業文化を組織全体で醸成すべきです。これに反する重大な行為があった場合、当社は説明責任のある取締役の選任議案に反対票を投じます。

3.3.2 **誠実さ及び能力：**取締役として業務を遂行する上で必要な誠実さや能力が欠如していると判断した場合、取締役選任議案に反対票を投じます。具体的には、適性に疑念を抱くようなガバナンスやリスク管理における重大な過誤の他、資質や経験、一般株主の利益侵害などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。例えば、過去に不祥事や不正行為に関わったり、株主価値の創造に継続して成果をあげていない取締役の選任には反対票を投じます。

また不祥事や不正行為の防止に十分なる貢献をしなかった監査役の選任議案には反対票を投じます。

3.3.3 **内部告発とリスク管理：**当社は内部告発やリスク管理において最低限度の法的保護規定を満たす企業を支持します。明らかに重大な違反があると認識した場合は、取締役の選任議案に反対票を投じます。

3.3.4 **コンティンジェンシープラン及び説明責任：**当社は企業がESGを考慮した包括的なコンティンジェンシープランを整備することを推奨しており、明らかにこれが不十分であると判断した場合は、取締役選任議案に反対票を投じることがあります。

3.3.5 **支配株主による濫用：**支配株主が少数株主の利益を侵害した場合、必要に応じて、取締役選任議案に反対票を投じます。

3.3.6 **一括審議：**取締役の選任においては、各取締役を個別の選任議案として株主の承認を得る必要があります。当社は通常、一人以上の選任議案を支持しない場合は、一括選任あるいは一括審議に反対票を投じます。

3.3.7 **各地域のガバナンス・コード：**当社は企業が各地域のコーポレートガバナンス・コードに沿ったベスト・プラクティスを実行することを支持しますが、各地域の基本的な基準を満たしていない場合は、反対票を投じることがあります。

4 監査及び報告

サステナブル・インベスティング議決権行使原則：当社は企業が行う報告は全て重要であると認識しています。情報開示は明瞭性、透明性、一貫性があり、包括的であると共に適時かつ正確であることを求めます。

投資先企業への期待：企業は全ての情報開示及び報告において透明性を確保し、会計慣行及び会計基準を満たした上で、適時開示すると共に、財務・非財務上の重要な情報を網羅し、独立した第三者による監査を厳格に実施しなければなりません。

4.1 監査(等)委員会、監査役の独立性：

監査(等)委員会が非業務執行取締役のみで構成されていない場合や、その大半が非独立の場合には、監査(等)委員会の構成員あ

るいは責任のある取締役、またはその両方の選任議案に反対票を投じます。また、当社は企業、経営陣、支配株主などからの独立性が十分でないと判断した場合、当該監査(等)委員、監査役の選任議案に反対票を投じます。

4.2 限定意見監査報告または監査遅延：
監査報告書において限定付適正意見が付いた場合や、その整合性に懸念がある場合、あるいは十分な論理的根拠なく遅延した場合には、関連する議案に反対票を投じます。

4.3 監査人の独立性：
当社は監査人の任期や報酬に基づいて独立性に懸念がある場合や、監査法人に関して批判がある場合には、監査人、及び監査役や監査(等)委員長の選任議案に反対票を投じます。

4.4 監査法人のローテーション：
監査人の任期が過度に長い場合、監査人及び監査(等)委員会の委員、監査役の選任議案に反対票を投じることを検討します。

4.5 監査報酬：
監査報酬と比較して非監査業務の報酬が過大と判断した場合や、監査報酬に関する開示が不十分な場合には、監査人及び監査(等)委員会、監査役の選任議案に反対票を投じることを検討します。

4.6 監査の独立性：
監査報告書あるいは監査人に関して、独立性や質に懸念がある場合、監査人及び監査役や監査(等)委員長の選任議案に反対票を投じます。

4.7 財務報告：
当社は企業の財政状態及び財務報告の内容や正確性に懸念がある場合、財務諸表等の計算書類の承認には反対票を投じます。

4.8 財務報告及び会計慣行の遵守：
財務諸表が会計慣行における要求水準を満たしていないと判断した場合は、財務諸表等の計算書類の承認に反対票を投じます。

4.9 財務報告の透明性：
企業の税務慣行に重大な脆弱性や公正性などの重要課題があり、その透明性が懸念される場合、当社は財務諸表等の計算書類を支持しません。

4.10 非財務報告：
当社は、企業の非財務報告の質に懸念がある場合、非財務報告の承認に反対票を投じることがあります。また、企業の環境及び社会的なリスク管理に関する懸念を表明するため、反対票を投じることがあります。

5 報酬

サステナブル・インベスティング議決権行使原則：企業は株主やその他主要なステークホルダーの利益と整合性を図りつつ、戦略実現に向けた上級管理職へのインセンティブ付与において、明瞭かつシンプルで適切な報酬体系を構築すべきであると考えます。

投資先企業への期待：企業は報酬慣行やフレームワークについて株主に情報開示を行うと共に、株主の利益との整合性を図るべきです。また、適切な財務・非財務指標を含む業績基準を考慮、明瞭かつ公正に実施しなければなりません。

5.1 アプローチ、整合性、報酬結果

- 5.1.1 **報酬の乖離：**当社は役員報酬に関して株主利益と明らかな乖離があると判断した場合や、ステークホルダーにもたらすネガティブな結果を適切に考慮していないと判断した場合には、報酬議案に反対票を投じます。
- 5.1.2 **透明性の欠如と複雑さ：**当社はシンプルかつ明瞭な報酬体系を支持します。また、これらの要素が対象者に課せられている期待値を明確にするものと考えます。
- 5.1.3 **報酬に関する投票：**当社は役員報酬について株主に投票権を付与する議案には賛成票を投じます。
- 5.1.4 **報酬に関する懸念：**過剰な役員報酬や、過度に短期的な成果に重点を置いている場合、あるいは役員報酬が業績を反映していないと判断した場合、当社は報酬議案に反対票を投じます。
- 5.1.5 **報酬に関する懸念の継続：**2年連続で報酬

に反対票を投じた場合、報酬委員長の再任に反対票を投じることを検討します。

- 5.1.6 **報酬委員会の独立性：**当社は業務執行取締役が報酬委員会(またはこれに相当する組織)に参加することを支持しません。従って、そのような場合には取締役選任議案または報酬報告書に反対投票を投じることを検討します。
- 5.1.7 **独立非業務執行取締役の報酬：**独立非業務執行取締役の報酬議案については各企業の状況や報酬体系を考慮するものの、客観性を損なう可能性がある場合には、反対票を投じます。当社は通常、独立社外取締役や非業務執行取締役の報酬の大幅な増額やストックオプションの付与、または業績目標に基づいた金銭や株式報酬を支持しません。

5.2 報酬慣行及び実践

- 5.2.1 **報酬額：**当社は役員報酬の支給額及び増額幅が過大であると判断した場合、報酬議案に反対票を投じます。
- 5.2.2 **報酬総額の上限額：**当社は役員報酬の総額の上限変更を求める議案に関して、上限額が過大または、変更不要と判断した場合には、当該議案に反対票を投じます。
- 5.2.3 **株式保有：**当社は株式を長期保有することを強く奨励します。取締役に対して、合理的な期間の株式保有を求める方針等がない場合、報酬議案に反対票を投じることを検討します。市場によっては、取締役の任期終了後も一定期間保有を求めることを期待します。また、役員に加えて一般社員まで対象を拡大した株式報酬制度の活用を奨励します。とりわけ、長期インセンティブプランの一環とし

て、役員に付与する株式については、最低保有期間を重視します。最低保有期間に関する慣行は世界各地で異なりますが、今後は全ての企業が付与後の保有期間を最低5年間とすること、あるいは株主との利益の一致を図る同程度の措置を講じることを期待します。

5.2.4 希薄化：当該プラン及び他のプランで発行を予定されている株式を合計した希薄化効果が過大な場合、当該インセンティブに反対票を投じます。

5.2.5 権利行使価額のディスカウント：ストックオプションの権利行使価額が付与日の公正な評価額に対して100%未満の場合、当社は通常、反対票を投じます。従業員の株式貯蓄制度については、付与日の公正な評価額に対して80%以上の場合、支持します。

5.2.6 権利行使価額の再設定：当社はストックオプションの権利行使価額の再設定を支持しないため、これを求める議案には反対票を投じます。

5.2.7 支給上限額のない報酬：当社は価値創造プランのような、支給上限額のない報酬や明確な支給額の定めがない通常外の報酬制度を支持しません。

5.2.8 業績基準の見直し：業績基準の見直しが認められている場合、当社は報酬制度に関する議案を賛成制度を支持しません。業績目標が未達の場合は、賞与を支給するべきではないと考えます。

5.2.9 報酬に関する重要な変更：当社は株主の承認なく重要な変更を行うことができる報酬制度を支持しません。

5.2.10 保有期間：当社は株式報酬についてより長期の保有期間を設けるべきであると考えており、経営幹部に対しては、最低保有期間を5年とすることを推奨します。ただし、各地域のベストプラクティスに従います。保有期間が短すぎると判断した場合には、反対票を投じることを検討します。

5.2.11 業績条件の引き下げ：当社は報酬制度において業績条件を引き下げる議案には反対票を投じます。

5.2.12 インセンティブ制度の基準：以下のいずれかに該当する場合、当社は通常、インセンティブ制度に反対票を投じます。ただし、各地域のベストプラクティスに従います。

5.2.12.1 業績目標が設定されていない場合：当社はインセンティブ制度について業績目標が設定されていない提案には反対票を投じます。

5.2.12.2 業績目標に係る条件が非開示の場合：当社は通常、インセンティブ制度において業績目標の条件が開示されない場合、反対票を投じます。

5.2.12.3 業績目標が低い場合：当社は業績目標の水準が低い場合、反対票を投じます。

5.2.12.4 業績連動の割合が低い場合：当社は業績連動の割合が低いインセンティブ制度には反対票を投じます。

5.2.12.5 権利確定期間が短い場合：当社は通常、権利確定期間が不適切に短い場合、反対票を投じます。

5.2.12.6 支配権の変更による権利確定：当社は通常、支配権変更時に完全に権利が確定する報酬議案に対しては、反対票を投じます。

5.2.13 非標準的インセンティブ制度：標準的ではないインセンティブ制度についてはケース・バイ・ケースで検討します。

5.2.14 長期インセンティブ制度がない場合：当社は、各市場の慣行に基づき、長期インセンティブ制度を導入していない企業の取締役

選任議案や報酬報告等の議案に反対票を投じることがあります。

5.2.15 退職金制度：当社は通常、ベストプラクティスに反する退職金制度に対しては反対票を投じます。

5.2.16 非財務評価基準：長期インセンティブ制度において非財務評価基準を採用する場合は、ケース・バイ・ケースで審議します。戦略に直接関連したもの、あるいはステークホルダーに好結果をもたらすような非財務要素は適切に報酬制度に統合されるべきです。また、非財務要素を考慮する際、具体的な目標設定、評価項目の修正変更、方法、根拠、あるいは報酬委員会による報酬結果のレビュー等が検討方法として挙げられます。当社は非財務要素を十分に考慮していないと判断した議案については、反対票を投じることを検討します。

5.2.17 取締役会及び経営陣の任用契約：当社は、業務執行取締役の任用契約が各地域の慣行に反している場合、取締役選任または報酬関連議案に反対票を投じることを検討します。

5.2.18 報酬に係る従業員貸付：当社は企業が報酬を目的とした貸付を行うことを支持しません。従業員は銀行やその他外部機関から必要な借入れを行うべきと考えます。

5.2.19 恩給：当社は通常、取締役に対する恩給を支持しません。

5.2.20 役員報酬開示の省略：当社は役員報酬の開示を省略または縮小する議案には反対票を投じます。

5.2.20.1 取締役の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役等特定の個人に委任しており、これを是正する措置を講じていないことが確認された場合：当社は当該委任されて

いる代表取締役等特定の個人の選任議案に反対票を投じます。

注：任意の委員会の諮問を経たとしても、最終的な決定を代表取締役等特定の個人に委任している場合、当該役員の選任議案に反対票を投じます。

5.2.20.2 取締役の個人別の報酬等の内容の決定を任意の委員会に委任しており、当該委員会の構成において独立社外役員が過半数に満たず、これを是正する措置を講じていないことが確認された場合：当社は代表取締役の選任議案に反対票を投じます。

注：任意の委員会の構成は、事業報告及び参考書類で確認します。当社は当該委任されている代表取締役等特定の個人の選任議案に反対票を投じます。

注：任意の委員会の諮問を経たとしても、最終的な決定を代表取締役等個人に委任している場合、当該役員の選任議案に反対票を投じます。

6 定款変更

サステナブル・インベスティング議決権行使原則：当社は、市場の求めに応じて、あるいは株主の権限の強化・拡大を目的として、定款変更を行う企業を支持します。

投資先企業への期待：企業が定款等の基本規則や原則等を改定する目的は、最新の法的・技術的要件を満たすため、あるいは株主の利益、保護、権利を強化するためのみ、とすべきであると考えます。

6.1 定款：

当社は、株主の利益に合わない定款の変更には、反対票を投じます。

- 6.1.1 **定足数の削減：**当社は特別決議の定足数の引き下げ修正案や定款変更には反対票を投じます。
- 6.1.2 **総会における株主代理人の制限：**当社は株主の権利を制限したり、または結果的にマイナスの影響を及ぼす可能性のある議案を支持しません。
- 6.1.3 **取締役の人数変更(上限人数の増員／減員)：**取締役会の規模が過小あるいは過大になるなど有効に機能しない恐れのある変更議案は支持しません。
- 6.1.4 **取締役解任におけるスーパーマジョリティ条項：**当社は取締役の解任の難易度を高める可能性のある規定を導入することを支持しません。
- 6.1.5 **取締役の任期延長：**当社は取締役任期を延長する定款変更を支持しません。
- 6.1.6 **買収防衛策：**当社は買収防衛策を支持しま

せん。買収防衛策の導入あるいは支配権強化につながる定款変更の議案には反対票を投じます。

7 投資関連

サステナブル・インベスティング議決権行使原則：事業上、合理的と考えられ、全ての株主の利益に資するような戦略的かつ一般的な投資関連取引を追求する企業を支持します。

投資先企業への期待：企業は投資関連において、企業ならびに株主の最善の利益のみを追求すべきです。

7.1 合併、買収、売却：

当社は合併、買収、売却についてはケース・バイ・ケースで検討しますが、支持しない場合には反対票を投じます。

7.2 組織変更及び再編：

当社は組織変更及び再編についてはケース・バイ・ケースで判断します。

7.3 株式公開買付：

当社は株式公開買付についてはケース・バイ・ケースで審議します。当社は通常、経営陣を支持しますが、経営陣が一貫して株主還元の合理的な期待に応えられていない場合や、当該株式公開買付が同社の将来性を十分認識したものである場合は、賛成票を投じることもあります。

7.4 マネジメント・バイアウト：

当社はマネジメント・バイアウトについてはケース・バイ・ケースで審議します。潜在的な

利益相反の可能性と共に、株主価値創造の機会となるかを検討します。

7.5 再法人化及び上場市場変更：

当社は、再法人化及び上場市場の変更については、その合理性などをケース・バイ・ケースで審議します。変更によりメリットがない場合や、株主の長期的な利益に反すると判断した場合には、反対票を投じます。

8 キャピタル・マネジメント

サステナブル・インベスティング議決権行使原則：当社は、企業が企業ならびに全ての株主の短期的・長期的な方向性や利益を考慮し、効率的な資本配分の方針を定め、それを実行することを期待します。

投資先企業への期待：企業は合理的かつ持続的に資本を管理すると共に資本の毀損を回避し、株主価値の向上を図るべきです。

8.1 資本配分：

当社は効率的な資本配分を奨励します。過剰な現預金保有は、株主に還元すべきであると考え、配当関連の議案や取締役選任議案に反対票を投じることがあります。また、こうした状況の改善を促す株主提案に賛成票を投じることがあります。

8.2 授權株式を変更する権限：

当社は過剰な資本増強など、とりわけ新株優先引受権のない株式発行や、買収防衛策につながると判断した場合には、反対票を投じます。

8.3 新株引受権の有無：

当社は新株優先引受権の有無に係わらず、過剰な新株発行には、反対票を投じます。

8.4 第三者割当増資：

当社は第三者割当増資が限定的な募集で行われた場合や、少数株主の利益に反する場合、取締役の選任議案に反対票を投じる検討をします。

8.5 債券発行：

当社は通常、既存の株主の利益に反することがなければ、債券発行を支持します。

8.6 借入：

当社は借入関連の議案についてはケース・バイ・ケースで判断します。

8.7 自社株買い：

当社は通常、自社株買いを支持しますが、資本配分の観点からさまざまな要因を考慮して評価します。

8.8 自己株式の処分：

当社は自己株式の処分についてはケース・バイ・ケースで判断しますが、その必要性がないと判断した場合や、悪質と見なされる場合には反対票を投じることがあります。

8.9 企業保証及び融資契約：

当社は企業保証ならびに融資契約については、ケース・バイ・ケースで検討します。

8.10 金融商品への投資：

株主が不要なリスクを負うことがない限り、また過剰と判断されない限り、当社は通常、キャッシュ・マネジメントや資本準備を目的と

して遊休資金を純投資として金融商品に投資することを支持します。

8.11 資産の担保化:

当社は通常、債務を目的として資産を担保に供することを求める議案については、ケース・バイ・ケースで審議します。

9 関連当事者間取引

サステナブル・インベスティング議決権行使原則: 当社は関連当事者間取引については、企業が公正かつ透明性を持って行動することを期待すると共に、これらの取引が常に企業ならびに全ての株主の最善の利益に資するべきであると考えます。

投資先企業への期待: 企業は取引に際し、企業ならびに全ての株主の利益に資する行動を取らなければなりません。企業は認識している利益相反や不要なリスクの回避に努めると共に、詳細な情報を開示すべきです。また、重大な利益相反及びリスクが生じる場合は、株主の承認を求めなければなりません。

9.1 関連当事者間取引:

企業は全ての重要な関連当事者間取引を株主総会に諮るべきであると当社は考えます。当社は少数株主の利益に適わない関連当事者間取引には反対票を投じます。

9.1.1 利害関係者との取引:

利害関係者との取引において、取引条件が独立当事者間の取引条件と同等でない場合、当社は反対票を投じます。

9.1.2 取引の情報開示:

当社は独立取締役や財務アドバイザーなどの審査を含め、重要な情報や傍証の開示が不十分な場合には、反対票を投じます。

9.1.3 取引価格:

当社は取引価格について何らかの懸念がある場合には、当事者間取引を支持しません。

9.1.4 取引の合理性及び時期:

企業が取引の合理性ならびに時期について詳細な情報を提示しない場合、当社は当該取引を支持しません。

10 気候変動のガバナンス、監督、実践、行動

サステナブル・インベスティング議決権行使原則: 企業の気候変動への取り組みを強化するよう促します。

投資先企業への期待: 企業は気候変動に関する監督、実践、開示、行動において最低基準を満たさなければなりません。また、企業は気候変動や生物多様性の喪失、森林破壊に伴う影響の緩和を目指した国際的な合意に沿ってビジネスモデルを適応させるよう、適切な行動を取らなければなりません。これには燃料用石炭やその他化石燃料からエネルギーの低炭素化への移行という長期的な目標も含まれます。

10.1 気候変動に係る監督及び実践の最低基準:

企業が気候変動の監督、監督、実践において当社の期待値に満たない場合、当社は CEO ならびに取締役会議長を含めた取締役の選

任議案や関連議案に反対票を投じます。また、気候変動に伴うリスクの高いセクター企業を中心に、市場や業界などの要因等を考慮します。当社は通常、リスクが高いと判断した企業に対しては、適切な気候変動方針やガバナンス、排出量のデータ等の情報開示の他、排出量削減に向けた定量的な目標を設定することを期待します。

10.2 気候変動に対する取り組み：

当社は、企業が気候変動への取り組みの進捗が不十分であると判断した場合、取締役選任議案に反対票を投じます。その際、当社独自のクライメートレーティング等の評価基準を考慮することがあります。また、企業が投資家の懸念を適切に考慮していないと判断した場合、エスカレーションの一環として、取締役選任議案に反対票を投じます。

10.3 気候変動に悪影響を及ぼす資金調達：

気候変動に悪影響を及ぼすような資金調達において重大な懸念や懈怠があった場合、当社は取締役選任議案に反対票を投じます。

10.4 気候変動行動計画 (Say on Climate)：

当社は、企業が自主的に提案した気候変動を巡る戦略やその実施に関する決議案については、ケース・バイ・ケースで検討します。当社はパリ協定の目標に沿って、確実な脱炭素社会への移行の実現をもたらし得る気候変動対策を支持します。また、企業の気候変動対策に対する意欲や気候変動に関するガバナンス、資本配分の方法、エンゲージメン

トを通じて得られたインサイト等を考慮します。

10.5 気候変動関連の株主提案：

当社の議決権行使判断にはパリ協定への支持など気候関連に関する当社の立場が反映されています。気候関連の株主提案については個々のメリットに基づいて審議を行いますが、最終的な判断はさまざまな要素を総合的に勘案して決定します。

10.6 気候変動関連の株主提案のうち、情報開示の改善に関するもの：

当社は気候変動に係る報告及び実践等に関する積極的な情報開示を支持しており、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に沿った情報開示を奨励します。また、当社は情報開示を促進し、かつ企業にとって合理的と見なされる全ての株主提案については、支持します。

10.7 気候変動関連及びロビー活動関連の株主提案：

当社は、企業が第三者を通じた活動を含め、気候変動に係るロビー活動の透明性を図り、グローバルな基準に沿って気候変動に関するロビー活動を実施しているかを監督する適切なガバナンス体制を整備することを奨励します。当社は、それが妥当な場合には、気候変動のロビー活動の透明性を求める株主提案を支持すると共に、適切なガバナンスや気候変動のロビー活動と企業の気候変動に対する立場との整合性を促す提案を支持します。

10.8 気候変動関連の株主提案のうち、温室効果ガス排出量の管理に関するもの：

当社は全ての企業が温室効果ガス排出量削減とその目標を適切に検討し、管理することが重要であると考えます。合理的と判断できる場合、当社はこうした慣行の改善を求める株主提案を支持します。

11 自然、環境、社会的責任

サステナブル・インベスティング議決権行使原則：当社は企業が負の外部性を低減し、事業によるポジティブな影響を最大化することで、環境ならびに社会的責任を果たし、それを情報開示することを奨励します。

投資先企業への期待：企業は重要な環境・社会的責任を適切に管理し、対応すると共に、自社の事業戦略や活動をどのように改善できるかを検討しなければなりません。

11.1 環境・社会に対する責任に係るエンゲージメント：

重要な環境・社会に対する懸念があり、ステークホルダーとの関係の維持・管理に重大な懈怠があると判断した場合、取締役選任議案に反対票を投じます。

11.2 森林破壊：

当社は、企業は森林破壊の監督、実践、開示、活動に関する最低基準を満たすべきだと考えています。当社では、投資先企業が森林破壊に対処するための計画を持ち、森林破壊を行わないというコミットメントに裏打ちさ

れていることを期待します。2023年に森林破壊に関連するエンゲージメントを継続した後、2024年から森林破壊に関する議決権行使の原則とガイドラインを適用します。

当社は、森林破壊に関連する当社の期待に十分に答えられないハイリスク・セクターに属する企業の取締役に対して反対票を投じる予定です。その際、その企業のサプライチェーン内での位置づけ、業界へのエクスポージャー度合い、事業及びサプライチェーンの立地、エンゲージメントの進捗、そして当社が森林破壊に取り組むべきと考える緊急性を考慮する予定です。

当社は、直接的なオペレーションであれ、サプライチェーンにおける間接的なものであれ、森林破壊への重大なエクスポージャーを持つ企業は、森林リスクを有する主要農産物（パーム油、大豆、牛肉・皮革、パルプ・紙など）について、以下の情報を開示すべきと考えています。

- 期限付きの森林破壊対応へのコミットメント
- 期限付きのコミットメントにおいてベースとなる森林破壊対応へのアプローチまたは計画

企業が考慮し、実施すべき森林破壊関連の開示と実践に関する当社の評価は、報告基準やベストプラクティスが確定し、評価ツールが改善されるにつれて、これからも発展・進化していく見通しです。

金融機関

当社は、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBS）や森林破壊リスクの高い市場に拠点を置く銀行が森林破壊関連に関して当社

が期待する最低基準を十分に満たしていない場合、取締役選任議案に反対票を投じる予定です。

当社は、金融機関の業界としてのエクスポージャーや地理的フットプリント、エンゲージメントの進捗状況、森林破壊に向けた対応の緊急性などを考慮します。

- 当社は、金融機関が融資事業を通じて森林破壊に重大なエクスポージャーがある場合、森林破壊を重要なビジネス・リスクとして認識すべきであると考えます。

今後、新たなベストプラクティスに沿って、企業や金融機関に対する期待値を高めていく考えです。

11.3 責任あるパーム油：

当社は責任あるパーム油において重大な懸念や懸念があった場合、取締役選任議案に反対票を投じます。

11.4 廃棄物及び公害：

事業による負の外部性を最小化する上で、明らかに重大な懸念があった場合や製品の品質や使用する化学物質の安全性について、廃棄時の環境や健康への影響を監視していない場合には、取締役選任議案に反対票を投じます。

11.5 水及び水産資源：

当社は次のような場合、取締役選任議案に反対票を投じます。すなわち、企業が水の調達を適切に管理していない場合、水不足のリスクを軽減していない場合、また重大な汚染や公害を引き起こした場合などです。

11.6 サステナブル・プロテイン：

当社はサステナブル・プロテインにおいて重大な懸念や懸念があった場合には、取締役選任議案に反対票を投じます。

11.7 自然：

当社は、深刻な自然関連の問題に関与している企業を含め、企業が自然関連の重大な影響や依存度について、その監視・評価の管理を怠るか、あるいは監視・評価を怠った場合、取締役選任議案に反対票を投じます。当社は自然に関して、企業の個々の問題に対応するため、企業と継続的に対話を行う他、気候や自然、森林破壊などの主要な環境問題の株主提案に賛成票を投じることを検討します。

11.8 サプライチェーンのサステナビリティ、人権、労働者権利、現代奴隷制：

企業が自社及び自社のサプライチェーンの人権に係る監督、現代奴隷制や人権侵害リスクの最小化に関して、最低限の基準を満たしていない場合、当社は、CEOならびに取締役会議長を含む取締役の選任議案に反対票を投じます。

11.9 健康と安全：

当社は安全な労働条件の提供や健康ならびに安全のリスク管理上の不備がある場合、取締役選任議案に反対票を投じます。

11.10 データプライバシー、サイバーセキュリティ、デジタル倫理：

企業がデータプライバシー、サイバーセキュリティ、デジタル倫理において当社の期待値

に達していないと判断した場合、当社は取締役選任議案に反対票を投じます。

11.11 政治献金及びロビー活動：

当社は企業のロビー活動に関して十分な情報開示を求めます。政治献金やロビー活動と企業の表明した戦略やコミットメントとの間における不整合の是正、ロビー活動と利害関係者との利益相反の是正を促すような株主提案には、賛成票を投じることを検討します。

11.12 コーポレート・サステナビリティ報告：

当社は企業のサステナビリティ報告に重大な問題や誤りがあった場合、あるいは報告書が期待する水準を著しく下回っている場合、取締役選任議案に反対票を投じます。

12 ESG関連の株主提案

サステナブル・インベスティング議決権行使原則：当社は企業にポジティブな変化をもたらす株主提案を可能な限り支持します。

投資先企業への期待：企業は株主提案について全ての利害関係者とエンゲージメントを行い、決議されたことを実行しなければなりません。

12.1 株主提案：

当社は顧客の資本の責任あるスチュワードとして、企業が長期的なサステナビリティ・リスクを実効的に管理し、優れた取り組みを推進するよう働きかける義務があります。上場企業の株主総会において株主提案に賛成票を投じることもその一つです。多様な地域や

セクター、資産クラスなどに分散投資する運用会社として、株主提案に対する当社の基本的なアプローチは、ポートフォリオ・レベルからスタートします。投資先企業及びその取締役会が、長期的に顕在化する可能性のある重大な問題に対して適切に対応し続けるよう促すことで、当社の顧客が直面し得るシステムミック・リスクを軽減することができると考えます。

当社は、株主提案ならびに提案のシグナリング効果を評価する上で、サステナブル・インベスティング原則及び当社全体のコミットメントも考慮します。

また当社は、上場企業のコーポレートガバナンスにおいて、株主が取締役や経営陣とは異なる役割を担っていることを念頭に置いています。従って、取締役会に対して重要なリスクを実効的に管理することを促す提案を支持する他、投資家がより適切な情報に基づいて資本配分の判断を行えるよう、重要なリスク管理に係る情報開示の提案を支持します。

12.2 合理的な株主提案への賛成票：

当社は、企業及びそのステークホルダーにとって重要な問題に対応し、改善すると考えられるESG関連の株主提案を支持します。株主提案は、提案のメリットに基づいて判断します。

12.3 環境・社会的影響の改善に関する株主提案：

企業の事業活動による環境・社会的影響に関して、その実践、開示、管理の改善を求める株主提案が合理的と判断した場合、当社は賛成票を投じます。

企業の事業活動に関して、当社が取り組んでいるテーマ・エンゲージメントや重点分野は以下の通りです。

- 気候変動
- 多様性とインクルージョン
- 廃棄物ならびに公害
- 水及び水産資源
- サステナブル・プロテイン
- 生物多様性
- 責任あるパーム油
- 森林破壊
- サプライチェーンのサステナビリティ、人権、労働者権利、現代奴隷制
- 健康と安全
- データプライバシー、サイバーセキュリティ、デジタル倫理
- 政治献金、ロビー活動
- コーポレート・サステナビリティ報告

12.4 可決済み株主提案の不履行：

株主提案が過半数の支持を得て可決したにもかかわらず、会社がそれを実行しない場合、当社は次回の株主総会で取締役の選任議案に反対票を投じることを検討します。

- ・当資料は、情報提供を目的としたものであり、ファンドの推奨(有価証券の勧誘)を目的としたものではありません。
- ・当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、その正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
- ・当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- ・当資料に関わる一切の権利は引用部分を除き作成者に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。
- ・当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄又は企業の株式等の売買を推奨するものではありません。

MK240524-2

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

